

第5章

歴史文化資源の保存 ・活用に関する措置

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」で示した「まもる」、「いかす」、「つながる」それぞれの方針に基づき、本市が有する課題を解決し、将来像に向かっていくための措置を設定します。措置の実施にあたっては、市費、県費、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）等を活用しながら進めていきます。

なお、措置の実施主体及び実施支援・協力は、以下の凡例のとおり略称で示すこととします。それぞれの推進体制における役割・業務内容は、「第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制」「2. 保存・活用の推進体制」「（1）歴史文化資源の保存・活用を推進するための体制」に示します。

表 5-1：措置の実施主体及び実施支援・協力の略称凡例

略 称	正式名称	内 容
所有者等	所有者等	歴史文化資源の所有者、保存団体、管理団体 等
地域	地域	行政区、町内会、自治会、地域協議会、青年会、婦人会 等
市民	市民	喜多方市民（市内勤労者、学生含む）
市	喜多方市	喜多方市担当部局（文化課）、関係部局
国・県	国・県	文化庁、関係省庁、福島県教育庁文化財課、福島県関係部局
市関機	市関係機関	各地域公民館、喜多方市立図書館、喜多方市美術館 等
市防機	市防災・防犯機関	喜多方広域消防本部、喜多方警察署、各地区消防団、各地区自主防災組織 等
市教機	市内教育機関	市内の小・中学校、高等学校、専門学校 等
専機等	専門機関等	専門家、学識経験者、福島県立博物館、福島県立美術館、福島県文化財センター白河館、大学、研究機関 等
専委等	専門委員会等	喜多方市文化財保護審議会、喜多方市郷土民俗館等運営委員会、喜多方市美術館運営協議会、喜多方市美術品収集委員会、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会 等
関係団体	関係団体	喜多方観光物産協会、会津喜多方商工会議所、きたかた商工会、福島県建築士会喜多方支部、各市民団体、NPO法人 等
民間事	民間事業者	歴史文化資源の保存・活用に関わる民間の事業者

1. 「まもる」に関する措置

(1) 調査・研究

「方針1 実態把握調査の継続的实施」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-1	＜第1期で重点的に行う措置＞⁷ 把握調査の実施 歴史文化資源を広く把握するための調査を、把握の進んでいない有形文化財や無形文化財、記念物、文化的景観から優先的に行う。周知の埋蔵文化財包蔵地は、試掘・発掘調査を行う。	市	所有者等、専機等、専委等	国費、県費、市費					

「方針2 調査・研究による価値付けの深化」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-2	＜第1期で重点的に行う措置＞ 詳細調査の実施 措置1-1の調査で把握された歴史文化資源のうち、文化財としての価値が高く指定・登録が考えられるものや、緊急に保護措置を図る必要性のあるものについて、専門家、学識経験者等の協力を得て詳細な調査・研究を実施する。	市	専機等、専委等	国費、県費、市費					

「方針3 調査データ整理・一元化の推進」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-3	＜第1期で重点的に行う措置＞ 既存資料のデータベース化 郷土民俗館収蔵品、市町村史編纂時資料、古文書等の歴史文化資源調査成果をデータベース化してデジタルアーカイブを作成し、データの一元化と将来的な外部への公開を図る。	市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、市費					
1-4	＜第1期で重点的に行う措置＞ 調査成果のデータベース化 歴史文化資源の把握調査で得られた成果をデータベース化してデジタルアーカイブを作成し、データの一元化と将来的な外部への公開を図る。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					
1-5	遺跡情報の更新 埋蔵文化財包蔵地台帳や遺跡分布図の更新を行う。	市	—	市費					

⁷ **＜第1期で重点的に行う措置＞**とは、「第6章 文化財保存活用区域に関する事項」「1 計画の進め方と区域の設定」に示した、第1期に各文化財保存活用区域で行う措置のことです。

(2) 保存・管理

「方針1 既存の指定等制度による保護の推進」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-1	文化財の指定・登録 文化財として価値付けが進んだものから文化財保護審議会へ諮問し、指定や登録を行う。	市	所有者等	—					
2-2	指定等文化財の維持管理 指定等文化財を良好な状態で保存するための維持管理に努める。	所有者等、市	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金					
2-3	＜第1期で重点的に行う措置＞ 指定等文化財の保存修理 所有者等に補助金を交付し助言を行い、指定等文化財を保存修理する。	所有者等、市	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金					
2-4	＜第1期で重点的に行う措置＞ 無形の民俗文化財等の保存団体への支援 無形の民俗文化財等の保存団体が行う保存、伝承、公開に係る活動に対して財政的支援を行う。	市	市関機、市教機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
2-5	無形の民俗文化財等の記録作成 無形の民俗文化財のうち、滅失が危惧されるものから優先して映像記録等を作成する。	市	関係団体	市費					

「方針2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-6	アンケートの実施 指定等文化財（主に外からの確認が不可能なもの）について、所有者へのアンケートを実施し、問題点や破損、劣化状況等の確認を行う。	市	所有者等	市費					
2-7	相談会の実施 地域や個人所有の歴史文化資源について、市民が気軽に相談できる機会を設ける。	市	市民、専機等	市費					
2-8	パトロールの実施 指定等文化財（主に外から確認が可能なもの）のパトロールを実施する。	市	所有者等	市費					
2-9	パトロールの拡充 現在実施しているパトロールから、個人所有の指定等文化財や未指定文化財のパトロールが実施可能な体制へと拡充する。	市	所有者等	市費					

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
2-10	＜第1期で重点的に行う措置＞ 修理計画の作成 措置 2-6 で実施したアンケートや措置 2-8 で実施したパトロールにおいて修理が必要と判断された、有形文化財、有形の民俗文化財、登録有形文化財等の指定等文化財の長期的な修理計画を作成する。	市	専委等	—					

「方針 3 支援事業の充実と整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
2-11	未指定文化財への支援制度の創設 未指定文化財の保存・活用に対する支援制度の創設を検討する。	市	—	市費					
2-12	支援制度の拡充 歴史文化資源を保存・活用・整備するための財政的支援の拡充や人的支援を行う。	市	—	市費					

「方針 4 展示・収蔵施設の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
2-13	＜第1期で重点的に行う措置＞ 郷土民俗館等の整備 老朽化や収蔵場所の不足が懸念されている郷土民俗館等の施設について、展示・収蔵場所の確保・整備を図る。 収蔵資料のうち公開が可能なものについては、人々に伝わりやすく興味を持ってもらうための展示を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
2-14	＜第1期で重点的に行う措置＞ 収蔵場所の確保・整備 市が所有する歴史文化資源や市の所蔵・収集・寄贈資料、埋蔵文化財等の収蔵場所を確保し、収蔵施設の整備を図る。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

(3) 防災・防犯

「方針 1 防災・防犯事業の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
3-1	ハザードマップの作成 土砂災害や地震等が発生した際の危険を把握しておくため、歴史文化資源所在地周辺のハザードマップを作成し、所有者等へ向けた災害リスクの周知や防災意識向上のための指導・助言等に用いる。	市	—	市費					

番号	措置	実施 主体	実施支援 ・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
3-2	災害対応マニュアルの作成 災害発生時に被災した歴史文化資源に対して迅速かつ最適な救出等の処置が行えるよう、対応マニュアルを作成する。	市	—	市費					
3-3	消防訓練等の実施 指定等文化財の所有者等を対象に、消防本部の協力を得て、歴史文化資源の防火設備の確認・搬出訓練・消防訓練・避難訓練等を行い、地域の防災意識の醸成を図る。	所有者等、 地域、市	市防機	市費					
3-4	危機管理情報の提供 歴史文化資源の所有者や管理者に対し、防災・防犯に関する情報提供を行う。	市	市防機	—					
3-5	防災計画の策定 指定等文化財の防災計画の策定を推進する。	所有者等、 市	市防機	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
3-6	<第1期で重点的に行う措置> 防災事業の実施 防災計画に基づき、歴史文化資源への防災設備の設置を進め、地域防災組織の体制を整備する。	所有者等、 市	市防機	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
3-7	地域防災計画への位置付け 歴史文化資源の災害時対策に加え、防災対策について地域防災計画への位置付けを検討する。	市	—	—					
3-8	県大綱の相互応援協定に基づく災害時の支援 被災した歴史文化資源の救出等の応援活動を行う。	市	—	—					

「方針2 防災・防犯に関する体制の構築」に基づく措置

番号	措置	実施 主体	実施支援 ・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
3-9	<第1期で重点的に行う措置> 防災・防犯体制の構築 防災・防犯に関する団体等の役割分担や情報伝達の流れを整理等することで、その連携を支援し、歴史文化資源の防災・防犯に結びつける。	市	所有者等、 地域、 市関機、 市防機、 専機等、 専委等、 関係団体	デジタル 田園都市 国家構想 交付金					

2. 「いかす」に関する措置

(1) 情報発信・普及啓発

「方針1 価値・魅力を伝える取組の強化」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-1	<第1期で重点的に行う措置> 講演会・講座の実施 市関係機関と連携し、歴史文化資源を題材とした講演会や講座を開催する。体験型講座についても充実を図る。	市関機	市民	市費					
4-2	ガイドブック・パンフレット等の作成 本市の魅力を伝えるため、講座や観光に活用できるガイドブック等や、「喜多方学講座」の実施に向け、歴史文化資源を中心としたテキストを作成する。	市	—	国費、市費					
4-3	<第1期で重点的に行う措置> 情報の発信 ホームページや広報、SNSを活用し、幅広い年齢層に届く歴史文化資源の情報を定期的に発信する。	市、市関機、関係団体	所有者等、地域、市教機、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
4-4	<第1期で重点的に行う措置> 地域資料の公開 地域資料等の歴史文化資源を積極的に公開する事業を展開する。効果的な展示方法も検討し、実施する。	市	所有者等、市関機、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、関係団体負担金					
4-5	<第1期で重点的に行う措置> 無形の民俗文化財の普及支援 保存団体が交流・連携できるための仕組み作りを行う。行事や祭礼日以外にも披露できる場、発表の場を創出し、歴史文化資源の価値や魅力の発見と周知を図る。	市	所有者等、市関機、市教機	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
4-6	<第1期で重点的に行う措置> 調査・研究成果の公開 調査報告書の刊行、講演会やシンポジウムの開催、企画展示等によって、歴史文化資源の調査や研究の成果を公開する。	市	専機等、専委等	市費					

「方針2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-7	<第1期で重点的に行う措置> 指定等文化財の公開活用 指定等文化財について、積極的な公開や展示を行う。	所有者等、市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
4-8	＜第1期で重点的に行う措置＞ 保存活用計画の策定 指定等文化財について、保存を図った上で積極的な公開活用を行うため、保存活用計画の策定を推進する。	所有者等、市	専機等、専委等	国費、県費、市費、所有者等負担金					
4-9	＜第1期で重点的に行う措置＞ 環境整備 指定等文化財建造物や歴史的建造物については、見学や使用が可能な建物としての整備を行う。	所有者等、市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					

「方針3 周辺環境等の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
4-10	＜第1期で重点的に行う措置＞ 周辺環境の整備 指定等文化財建造物や遺跡の周辺等の駐車場やトイレへの誘導、草刈りや清掃等による安全性の確保、屋外広告物や設置物の歴史文化資源との調和等の整備を行う。	所有者等、地域、市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金					
4-11	案内板・解説板等の更新 歴史文化資源の案内板・解説板を計画的に更新し、市民や観光客が利用しやすいものにするともに、多言語化やユニバーサルデザイン化を図る。	市	—	国費、市費					
4-12	先端技術の活用 AR、VR、スマホ、タブレット等を活用した歴史文化資源の展示方法を取り入れる。	市	専委等、専機等、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、民間事負担金					

「方針4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
4-13	＜第1期で重点的に行う措置＞ 市関係機関との連携 各地域公民館や市立図書館、市美術館と連携し、講座の実施等、地域の歴史文化資源の魅力を発信できる活動を行う。	市、市関機	—	市費、市関機負担金					
4-14	＜第1期で重点的に行う措置＞ 市内教育機関との連携 市内小・中学校、高等学校等への出前講座や出前授業、または学校との連携により地域の歴史文化資源の魅力を発信できる活動を実施する。	市、市教機	—	市費					
4-15	＜第1期で重点的に行う措置＞ 専門機関等との協働 歴史文化資源の各種調査や、その成果の公開・活用等を専門機関等と協働して行う。	市、専機等	—	市費					

(2) 地域振興への展開

「方針1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-1	＜第1期で重点的に行う措置＞ 観光活用拠点施設の整備 郷土民俗館の展示場所や、市内全域の歴史文化資源を紹介するようなガイドダンス・学習施設の整備を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
5-2	＜第1期で重点的に行う措置＞ 史跡整備 古屋敷遺跡及び会津新宮城跡について調査・整備検討委員会等を設置し、内容確認調査及び整備計画に基づいた史跡整備を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

「方針2 観光・周遊ルートの設定」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-3	関連文化財群の設定 関連文化財群を設定し、歴史文化資源の魅力が伝わるストーリーづくりを行う。	市	専委等	市費					
5-4	＜第1期で重点的に行う措置＞ 文化財保存活用区域の充実 文化財保存活用区域の内容をさらに充実させ、活用可能なストーリーの創出や区域内の新たな歴史文化資源の抽出を行う。	市	専委等	市費					
5-5	＜第1期で重点的に行う措置＞ 観光・周遊ルートの設定 歴史文化資源や拠点施設等を結ぶモデルコースを設定し、観光客の誘致を図る。	市	関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、関係団体負担金					

「方針3 活用機会の創出」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-6	＜第1期で重点的に行う措置＞ 周遊ツアー等の実施 関連文化財群や文化財保存活用区域を巡るツアー等を実施する。	市	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
5-7	＜第1期で重点的に行う措置＞ イベント等の実施 歴史文化資源を活用したイベント等を実施する。	地域、市、市関機、関係団体、民間事	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、地域負担金、市関機負担金、関係団体負担金、民間事負担金					
5-8	地域のお宝発見事業の実施 幅広い年齢層の参加者が、地域の魅力ある歴史文化資源（お宝）を自ら発見できる事業を実施する。これらの事業は公民館事業に含められるよう、関連組織・団体間で連携を図る。	市	地域、市民、市関機、市教機	市費、地域負担金、市関機負担金					

3. 「つながる」に関する措置

体制

「方針1 保存・活用に関する体制の構築」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-1	＜第1期で重点的に行う措置＞ 保存・活用体制の構築 歴史文化資源の保存・活用に取り組む団体及び関係者等との調整や、役割分担を行う人材の配置によって、情報共有・交流・連携できる体制を構築し、活動促進に結びつける。	市	所有者等、地域、市民、国・県、市関機、市防機、市教機、専機等、専委等、関係団体、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
6-2	評価の仕組みづくり 庁内関係部局・所有者等・専門委員会等で本計画に関する意見交換や進捗管理等を行う会議を実施し、適切な評価を行い、事業の充実を図る。	市	所有者等、専委等	—					

「方針2 専門人材の育成」に基づく措置

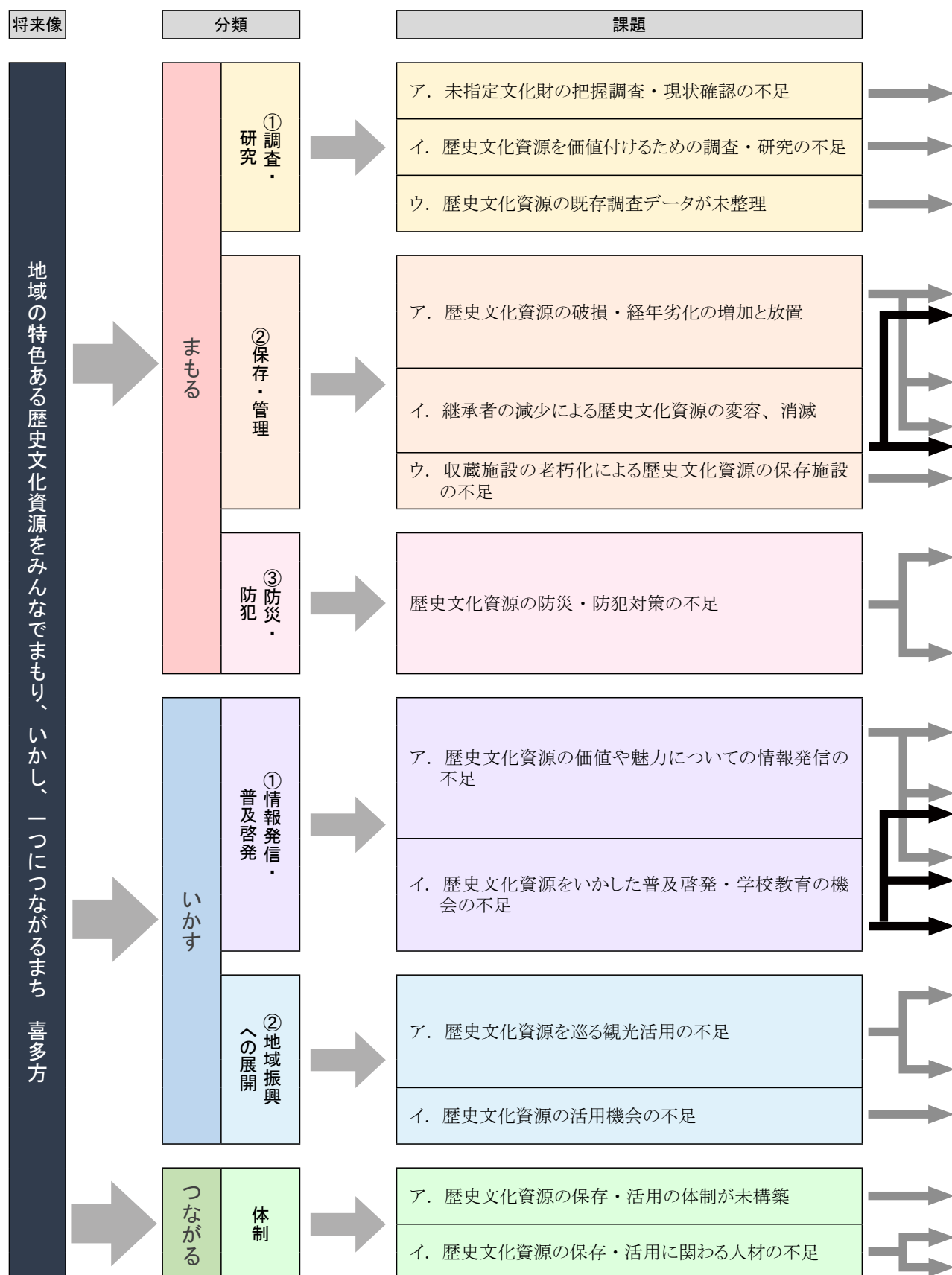
番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-3	＜第1期で重点的に行う措置＞ 専門人材の育成 歴史文化資源の保存・活用のための講習会・勉強会・研修会等の開催や、それらへの専門家・アドバイザー等の講師派遣を行い、既存の人材の専門性の向上を図る。	市、市関機	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
6-4	「文化財サポーター」制度の創設 「喜多方学講座」受講修了生を「文化財サポーター」として認定し、歴史文化資源のガイドや相談、関係団体との調整等ができるよう育成する。また、文化財サポーターが活躍できる仕組みづくりを検討する。	市	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

「方針3 外部人材の活用」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-5	外部人材の活用 歴史文化資源の保存・活用に必要な事業を行うため、専門家や学識経験者、大学、研究機関、地域おこし協力隊や一般の人々を外部から積極的に活用する。	市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

4. 措置一覧表

歴史文化資源の保存・活用に関する措置を将来像・課題・方針との繋がりから整理すると以下のようになります。



方針	措置	
1 実態把握調査の継続的实施	1-1 把握調査の実施	
2 調査・研究による価値付けの深化	1-2 詳細調査の実施	
3 調査データ整理・一元化の推進	1-3 既存資料のデータベース化	1-4 調査成果のデータベース化
	1-5 遺跡情報の更新	
1 既存の指定等制度による保護の推進	2-1 文化財の指定・登録	2-2 指定等文化財の維持管理
	2-3 指定等文化財の保存修理	2-4 無形の民俗文化財等の保存団体への支援
	2-5 無形の民俗文化財等の記録作成	
2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成	2-6 アンケートの実施	2-7 相談会の実施
	2-8 パトロールの実施	2-9 パトロールの拡充
	2-10 修理計画の作成	
3 支援事業の充実と整備	2-11 未指定文化財への支援制度の創設	2-12 支援制度の拡充
4 展示・収蔵施設の整備	2-13 郷土民俗館等の整備	2-14 収蔵場所の確保・整備
1 防災・防犯事業の整備	3-1 ハザードマップの作成	3-2 災害対応マニュアルの作成
	3-3 消防訓練等の実施	3-4 危機管理情報の提供
	3-5 防災計画の策定	3-6 防災事業の実施
	3-7 地域防災計画への位置付け	3-8 県大綱の相互応援協定に基づく災害時の支援
2 防災・防犯に関する体制の構築	3-9 防災・防犯体制の構築	
1 価値・魅力を伝える取組の強化	4-1 講演会・講座の実施	4-2 ガイドブック・パンフレット等の作成
	4-3 情報の発信	4-4 地域資料の公開
	4-5 無形の民俗文化財の普及支援	4-6 調査・研究成果の公開
2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備	4-7 指定等文化財の公開活用	4-8 保存活用計画の策定
	4-9 環境整備	
3 周辺環境等の整備	4-10 周辺環境の整備	4-11 案内板・解説板等の更新
	4-12 先端技術の活用	
4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出	4-13 市関係機関との連携	4-14 市内教育機関との連携
	4-15 専門機関等との協働	
1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備	5-1 観光活用拠点施設の整備	5-2 史跡整備
2 観光・周遊ルートの設定	5-3 関連文化財群の設定	5-4 文化財保存活用区域の充実
	5-5 観光・周遊ルートの設定	
3 活用機会の創出	5-6 周遊ツアー等の実施	5-7 イベント等の実施
	5-8 地域のお宝発見事業の実施	
1 保存・活用に関する体制の構築	6-1 保存・活用体制の構築	6-2 評価の仕組みづくり
2 専門人材の育成	6-3 専門人材の育成	6-4 「文化財サポーター」制度の創設
3 外部人材の活用	6-5 外部人材の活用	

